

## 刑事裁判の現状と課題

### 1 裁判員裁判について

#### (1) 裁判員裁判の現状

平成21年5月に施行された裁判員制度は、令和元年5月に10周年を迎え、これを機に、最高裁判所事務総局から、裁判員制度の成果と課題について、「裁判員制度10年の総括報告書」が公表されました（裁判員制度ウェブサイトに掲載）。詳細は報告書に譲りますが、裁判員制度は、裁判員経験者の95%以上の方が裁判員として参加したことはよい経験であったと回答するなど、これまでのところおおむね順調に運営されてきたと評価されています。裁判所としては、その評価に満足することなく、裁判員制度はいまだ発展途上にあるとの認識の下、制度導入当初から目指してきた核心司法や公判中心主義などの在るべき刑事裁判の理念がどこまで実現できているか、これまでの実績の積み重ねを通じて新たに浮かび上がってきた課題はないかといった点について、絶えず検証し、改善に向けた努力を行うことが求められています。そのためには、裁判官一人一人の意識の向上にとどまらず、具体的な素材を基に、部内や高裁・地裁の裁判官との間など裁判所内での議論、さらには個々の裁判員裁判終了後などの機会を通じて、法曹三者と率直な意見交換や協議をより実質的、実践的なものとして充実させていくことが期待されます。

#### (2) 裁判員裁判の課題

##### ア 公判前整理手続の長期化



公判前整理手続の長期化は、依然として大きな課題です。事件関係者の記憶が鮮明なうちに法廷で直接話を聞くとともに、被告人の身柄拘束の無用の長期化を防ぐためには、充実した公判前整理手続を合理的な期間内に終えるよう努めなければなりません。公判前整理手続の長期化の原因には、公判前整理手続で整理すべき事項や程度など、公判前整理手続の基本的な在り方につき、法曹三者間で共通認識がないという点が挙げられますが、その解決のためには、法曹三者においてさらに議論を深めることが期待されています。この関係では、平成30年10月に、司法研究「裁判員裁判において公判準備に困難を来した事件に関する実証的研究」が報告書に取りまとめられ、公判前整理手続の基本的な考え方や、実務上の工夫等が紹介されています。

#### イ 裁判員と裁判官との実質的協働

また、評議においては、裁判官が裁判員と協働すべき事項について、裁判員の視点、感覚を的確に裁判内容に反映させるなど、裁判員と裁判官の実質的な協働を実現すべく、在るべき評議の検討とその実践に向けた努力を続けていく必要があります。最近の研究会等では、裁判の内容に国民の視点・感覚を十分に反映させていくに当たっては、裁判員と裁判官の実質的協働の観点から、従来の判断枠組みを前提としつつ、その当てはめについて裁判員の価値判断の範囲をより広く認めることや、それにとどまらず、従前の判断枠組みにとらわれず、事案に合った形で再構築することにも柔軟なスタンスで臨むことが必要と思われるとの指摘がされています。この関係では、令和元年10月に、司法研究「裁判員裁判と裁判官－裁判員との実質的な協働の実現をめざして－」が報告書に取りまとめられ、評議において実質的協働を阻害する要因や改善策が紹介されています。

#### ウ 裁判員の精神的負担への対応・安全確保

裁判員にとっては、刑事裁判への関与は非日常的な経験であり、それ自体

が精神的な負担ともなり得るところです。特に、裁判員にとって重い精神的負担となるおそれが典型的に大きい遺体写真等のいわゆる刺激証拠の取扱いについては、裁判員の負担への配慮という面のみならず、要証事実は何であり、その要証事実が事案の核心とどのように関係するのか、他の証拠で代替できないかを具体的に検討し、必要性が認められる範囲に限って採用するという意識が高まっています。また、裁判員の安全確保については、最高裁において、これに関して講じることが考えられる方策等を取りまとめて周知し、各地裁においても、安全確保に関する方策を検討して実施しています。

これらの問題は、事件を担当する裁判体の判断による対応に委ねられている事項（裁判員の不調が窺える場合に休廷等の措置をとるかなど）と、庁としての組織的対応に委ねられている事項（休憩場所や医療的措置の手配、報道対応など）とが密接に関係してくるものであり、裁判部門と司法行政部門の緊密な連携が求められていることにも留意が必要となります。

#### エ 裁判員候補者の辞退率・出席率

裁判員制度施行以降、裁判員候補者の辞退率の上昇傾向、出席率の低下傾向が続いていました。このうち、出席率については、事前質問票が期限までに返送されなかった場合の書面での返送依頼など、各地裁において裁判員等選任手続における運用上の工夫が実施され、平成30年以降は好転の兆しが見られました。また、制度施行当初と比較して辞退率が高い水準となる傾向は続いているものの、これまで裁判員の選任に具体的な支障が生じた例はないことも踏まえると、制度の安定的な運用に差し迫った影響を及ぼすレベルには至っていないといえます。

もっとも、裁判員制度の円滑な運営を支えてきた最も基本的な要素の一つが、裁判員制度に対する国民の理解と協力であり、今後も国民の幅広い参加を得るための努力を継続する必要があります。裁判員制度10周年を機に、

各庁において様々な広報活動が実施されていますが、引き続き裁判官や協力いただける裁判員経験者による出張講義等の裁判広報活動を積極的に行い、裁判員経験者の声を広く届けるなどの地道な努力を続けていくことが求められています。

## 2 その他の事件について

### (1) 裁判員裁判非対象事件について

裁判員裁判の議論、実践を通じた刑事裁判の構造変化は、裁判員裁判非対象事件にも影響を及ぼすものと考えられます。裁判員非対象事件で必要に応じて裁判員裁判のプラクティスを活用するための方策などについて、各庁における取組や現状のあい路を紹介しながら議論され、裁判員非対象事件においても、事案に応じた形で法廷で心証を採る審理を行うべきであり、例えば否認事件においては、必要に応じて争点及び証拠を整理すべきであるとの意見が多く述べられるなどしています。

### (2) 秘匿情報の管理及び逃走事故等の防止について

被害者・証人等特定事項の秘匿をはじめ、秘匿情報に対する配慮を必要とする事件や逃走事故等の防止については、裁判部と事務局が連携し、庁全体で適切な情報管理を行うことが不可欠です。各庁においては、それぞれの実情に応じた事務処理態勢が構築されていると思われませんが、これまで見逃されてきた問題点はないか、運用面での緩みはないか、裁判所において秘匿すべき情報の範囲が相当なものとなっているかなどといった問題意識を常に持ちながら、その態勢が機能しているかについて不断の検討が求められています。なお、秘匿情報の管理の在り方については、昨年度も司法研修所及び裁判所職員総合研修所においてそれぞれ取り上げられ、場面に応じて秘匿の趣旨・目的を検討すること、その際は書記官任せにするのではなく、判断権者である裁判官が主体的に関わるということが重要であることなどといった議論がな

されたところですが。

### (3) 令状関係について

勾留請求や保釈請求に対する判断については、社会的な関心が高いところ  
です。その審査の在り方については、これまでも、各庁において、現場の裁  
判官同士が令状に関する研究の場を設けて議論を重ねたり、司法研修所にお  
いて、裁判官を対象とした研究会で令状審査の在り方を取り上げ、裁判官同  
士が議論する場を設けたりしてきたところですが、保釈の審査手続の在り方、  
逃亡等防止担保のための適切な保釈条件の定め方などについては、令和2年  
1月から2月にかけて行われる刑事事件担当裁判官協議会においても議論す  
ることが予定されています。令状事件や準抗告事件を担当する民事事件担当  
裁判官、簡裁の裁判官も含め、今後もこのような議論を幅広く行うなどしな  
がら、引き続き適正な事件処理に取り組んでいく必要があります。

## 3 法律の改正等で裁判所に関係のある主要なものについて

### (1) 裁判員法改正

平成27年に成立した「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を  
改正する法律」の附則に設けられた見直し規定に基づき、平成31年1月、  
法務省内に裁判員制度の施行状況等に関する検討会が設置されました。裁判  
所としては、同検討会の検討状況も注視しつつ、引き続き、裁判員裁判の適  
切な運用に努めることが重要となります。

### (2) 刑事訴訟法等の改正

「刑事訴訟法等の一部を改正する法律」が平成28年6月3日に公布され、  
昨年6月までに順次施行されました。改正法の内容は多岐にわたりますが、  
主なものは次のとおりです。

- ・裁量保釈の判断に当たっての考慮事項の明確化
- ・通信傍受の対象犯罪の拡大、通信傍受手続の合理化・効率化

- ・証拠の一覧表の交付制度の導入
- ・公判前整理手続の請求権を当事者に付与
- ・類型証拠開示の対象の拡大
- ・証人の氏名・住居の開示に係る措置の導入
- ・公開の法廷における証人の氏名等の秘匿措置の導入
- ・捜査・公判協力型協議・合意制度、刑事免責制度の導入
- ・被疑者国選弁護制度の対象事件の拡充
- ・ビデオリンク方式による証人尋問を同一構内以外の場所に拡充
- ・取調べの録音・録画制度

### (3) 性犯罪に関する刑法の一部改正

平成29年7月13日から、「刑法の一部を改正する法律」（平成29年法律第72号）が施行されています。同法は、強姦罪の構成要件を改めるとともに法定刑の下限を引き上げて強制性交等罪とし、また、監護者性交等罪を新設するなどの罰則整備を行い、さらに、強姦罪等を非親告罪とすることなどを内容とするものです。また、衆議院及び参議院の各法務委員会においては、①裁判官に対して、性犯罪に直面した被害者の心理等について心理学的・精神医学的知見等を踏まえた研修を行うこと、②性犯罪に係る刑事事件の捜査及び公判の過程において二次被害の防止に努めること等を内容とした附帯決議がなされています。

今回の改正は、内容が多岐に渡るほか、附則9条において、政府は、施行後3年を目処として、改正後の規定の施行の状況等を勘案し、性犯罪に係る事案の実態に即した対処を行うための施策の在り方について検討を加え、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとされていることもあり、社会の関心も極めて高く、裁判所としても適切な運用が求められているといえます。そこで、性犯罪被害者の心理等を理解す

るための資料として、平成30年3月に、それまでの司法研修所の研究会における専門家の講演録等を取りまとめた「性犯罪被害者の心理等に関する参考資料」（刑事裁判資料第291号）が各庁に配布されました。さらに、昨年10月の司法研修所における研究会において議論が行われるとともに、令和2年1月から2月にかけて行われる刑事事件担当裁判官協議会においても議論することが予定されています。

#### (4) 成年年齢の引下げに関する議論状況

公職選挙法改正により選挙権を有する年齢が引き下げられたことなどを踏まえ、平成29年3月からは、法制審議会少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者処遇関係）部会において審議が行われています。法制審議会では、単に少年法の適用年齢を18歳に引き下げるだけではなく、刑事司法全般において、若年者をいかに取り扱うべきかという観点から、一定の若年者に対し、刑事処分と保護的な措置の両方をとり得るような制度の在り方等に関する議論がされており、刑事裁判実務にも大きく影響し得るところです。

なお、法制審議会における議論の状況については、法務省のウェブサイトにおいて公開されています。

以 上